

「大阪府社会福社会館」の利用（3月22日以降）について

大阪府社会福社会館

会議室の利用につきましては、緊急事態宣言解除後も3月21日（日）まで、原則、定員の50%以内としておりましたが、3月22日（月）以降は、下記のとおり、適切な感染防止策を講じていただくことを前提に、定員どおりの人数でご利用いただけます。

なお、大阪府社会福社会館の利用については引き続き、感染再拡大防止のため、ご利用の皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

○定員どおりの人数でご利用いただけます。

ただし、大声の発声、近接した距離での会話等をご遠慮いただくとともに適切な感染防止策を講じていただくことを前提とします。

※今後の感染状況等により変更する場合があります。

○マスクを必ず着用してください。

○入館時には、玄関に設置のサーマルカメラによる体温測定、アルコール消毒液による手指の消毒を行い、その後もこまめに消毒してください。

○主催者は、受付時に検温を実施してください。（検温器は、会館で貸し出します。）

○3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けてください。

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）は空けるようにしてください。
- ・窓を開けるなどの換気を適宜行ってください。（常時、空調による換気は行っています。）

○喫煙室（5階）の利用は、10名までとします。（厳守）

- ・向かい合っでの喫煙や、喫煙室内での携帯電話の使用、会話は禁止とします。

○大阪府の「大阪コロナ追跡システム」の登録及び厚生労働省の「接触確認アプリ（COCOA）」のダウンロードをお願いします。

【主催者へのお願い】

- ・主催者は、予備マスクを用意するとともに、フェイスシールドなど、個別に考えられる感染防止対策を講じてください。
- ・主催者は、参加者に対し、受付時や研修開始前などに上記内容を周知・徹底し、必ず遵守するよう指導してください。特に、喫煙室については、休憩時間に集中することやマスクをはずすことから、10名以内の利用、携帯電話の使用および会話の禁止について、特に徹底していただくようお願いいたします。